

長野市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成29年3月30日

長野市監査委員	鈴木栄一
同	小澤輝彦
同	岡田荘史
同	塩入学

長野市大岡交流施設大岡温泉
長野市鬼無里地域資源活用総合交流促進施設鬼無里の湯

第1 監査の対象

- | | | |
|-----|---------|---------------------------|
| (1) | ア 指定管理者 | フィールズ |
| | イ 施設 | 長野市大岡交流施設大岡温泉 |
| | ウ 所管部局 | 商工観光部観光振興課 |
| (2) | ア 指定管理者 | 東レエンタープライズ株式会社 |
| | イ 施設 | 長野市鬼無里地域資源活用総合交流促進施設鬼無里の湯 |
| | ウ 所管部局 | 商工観光部観光振興課 |

第2 監査の期間

平成28年8月1日から平成29年3月22日まで

第3 監査の方法

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、平成27年度及び平成28年度に執行された公の施設の管理に係る出納その他の事務のうち、主に平成27年度の出納関係書類等を調査し、指定管理者及び所管部局双方の関係職員から説明を聴取するとともに、実地監査を実施した。

監査に当たっては、その事務が関係法令等に基づき、適正かつ効率的に執行されているかどうか主に主眼を置き、次のとおり着眼点を定めて監査を実施した。

併せて、不正の起きにくい事務処理とチェック体制となっているかについても監査した。

指定管理者関係	所管部局関係
1 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。	1 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
2 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。	2 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
3 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。	3 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
4 利用促進のための努力はなされているか。	4 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
5 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。	5 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
6 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。	6 事業報告書の点検は適切になされているか。
7 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。	7 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
8 その他企業会計原則等に則った事務処理をしているか。	8 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。
	9 その他財務規則等に則った事務処理をしているか。

長野市大岡交流施設大岡温泉

第1 施設、事業の概要

長野市大岡交流施設大岡温泉（以下「大岡温泉」という。）

1 概況

大岡温泉は、住民の健康増進と交流の促進を図り、もって住民福祉の向上と地域の活性化に資することを目的に設置され、平成19年度からは市議会の議決を経て、その運営を利用料金制により指定管理者が行っている。

また、大岡温泉の概要は表1のとおりである。当該事業に係る損益状況及び利用実績等は表2及び表3のとおりである。

なお、表2及び表3については、指定管理者から提出された事業報告書等を基に作成している。

(1) 施設の概要

表1

施設名称	長野市大岡交流施設大岡温泉
所在地	長野市大岡中牧1142番地
指定管理者名	フィールズ
指定期間	平成27年4月1日～平成32年3月31日
利用料金制の適用	有
施設の概要	木造平屋（大広間、予約室、厨房、温泉（内湯2、露天2）） 延床面積：299㎡ 開設年月：平成13年12月 営業時間：午前10時30分～午後7時30分（4月1日～8月31日） 午前10時30分～午後7時（9月1日～3月31日） 定休日：毎週火曜日（祝日の場合は営業）、12月31日、1月1日 入浴料：小学生以上 350円 回数券（11回券） 3,500円

2 事業の実施状況

(1) 市指定事業

長野市大岡交流施設大岡温泉の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、以下の業務を行っている。

- ア 大岡温泉の利用の承諾に関する業務
- イ 住民の健康増進と交流の促進に関する業務

- ウ 大岡温泉の施設及び設備の維持管理に関する業務
- エ 大岡温泉の効用を増加させる自主事業に関する業務
- オ 上記に掲げるもののほか市長が定める業務

(2) 自主事業

平成27年度に指定管理者が行った主な自主事業は以下のとおりである。

- ア 食事の提供
- イ 地域の特産物や季節食材を食事メニューに使用
- ウ 地域の特産物の商品販売

3 収支状況

指定管理者及び市の平成27年度の収支は、次表のとおりである。

表 2

(単位：円)

		指定管理者収支		市の収支		
		項目	金額	項目	金額	
指定事業	収入	利用料金	4,903,050	歳入		
		指定管理料	5,673,930			
		計	10,576,980		計	0
	支出	人件費	4,200,000	歳出	指定管理料	5,673,930
		施設管理費	57,000		委託料	99,732
		修繕費	88,078		需用費	6,480
		光熱水費	4,953,558		使用料・賃借料	126,760
		事業費	758,700		修繕費	1,416,690
		事務経費その他	381,800		工事請負費	6,318,000
	計	10,449,136	計	13,641,592		
指定事業損益		127,844	差引		△ 13,641,592	
自主事業	収入	食堂事業	2,970,890	/		
		その他	65,200			
	計	3,036,090				
	支出	食堂事業経費	1,832,443			
		人件費その他	600,000			
計	571,909					
計	3,004,352					
自主事業損益		31,738				
損益		159,582				

4 施設の利用状況

施設の利用状況は、次表のとおりである。

表 3

	27年度	26年度	25年度	24年度	23年度
入浴利用者数 (人)	16,252	16,582	16,719	14,691	19,043
利用料収入 (円)	4,903,050	5,180,700	5,323,000	4,967,100	6,440,300

(注) 26年度以前は、前指定管理者による管理

第2 監査の結果

出納その他の事務等について、不適切な事例が散見された。

軽微な指摘事項については、口頭で留意又は改善を促したので省略した。

改善を要する事例については、次のとおりである。

1 経理に関すること

(1) 適正な会計処理及び正確な収支の計上を求めるもの

本施設の指定管理事業は、温泉事業（市指定事業）と食堂事業（自主事業）に大きく分けられ、それぞれ会計を分けて処理することとしている。また、指定管理者の代表者は、この指定管理事業の他に近隣において別の食堂を個人で経営している。当然ながら、指定管理事業の各会計は、個人経営の食堂会計やその他の会計（自宅生活分等）とは明確に分けて処理をする必要がある。

このことについて、以下の不適切な事例が見受けられた。

ア 食材の仕入や消耗品の代金、車両関係の経費等を支払う際、指定管理事業会計と個人会計を区別していない事例があり、支払証拠書類も混在して保管されていた。

また、指定管理事業の収支報告書においては、主要な支出科目が概算や個人会計とのあん分により計上されていたため、指定管理事業費の判別ができないものがあった。

イ 団体利用の際、入浴料や予約室料をレジを通さずに受領していたケースが見受けられ、更に事後にレジに入力しなかったため、受け取った入浴料、予約室料が食堂事業に計上されるなど、温泉利用者数、温泉利用収入に計上されていなかった事例があった。

ウ 食堂事業（自主事業）の売上金の一部を食堂事業以外の支払いに充て、その分を売上から差し引いて計上していた事例があった。

エ 現金出納帳が作成されておらず、指定管理事業の現金と個人の現金が混同して使用されていた。

このような会計処理は、正確な収支が把握できなくなるだけでなく、適正な指定管理料の算出を困難にするとともに、不正な操作につながるおそれもある。各会計を明確に区分し、正確な収支の計上を徹底されたい。

(指定管理者)

(2) 売上管理について改善を求めるもの

売上は原則として、入浴料についてはレジに入力し、食堂売上については手書きの会計票に記載することで管理することになっている。

しかし、レジのレシートと会計票の合計金額は、その日の営業終了後に現金と突合されているものの、その金額が一致していない日が散見された。また、この現金過不足については、各営業日の終了時点で把握はされていたが、会計上の処理は行われず、収支報告書にも反映されていなかった。

現金過不足が発生してしまう処理方法を見直し、売上の管理を適切に行うよう徹底されたい。

また、利用料金の徴収に当たっては、徴収漏れの防止や業務の効率化等の観点から、自動券売機の導入を検討されたい。

(指定管理者、観光振興課)

2 事務処理に関すること

(1) 必要な規定、マニュアル等の整備を求めるもの

市と指定管理者が締結する基本協定では、指定管理者は経理に係る規程や苦情処理に関する規定等を整備しなければならないとしているが、いずれも整備されていなかった。また、仕様書では、危機管理に関するマニュアルやレジオネラ症防止対策・発生時の対応マニュアル等の整備を義務付けているが、これらについても整備されていなかった。

一方、所管課においては、指定管理者が変更された際、業務を実施する上で基礎となる上記規定、マニュアル等の整備状況を確認すべきであったが、これを怠っていた。

指定管理業務の適正な執行を徹底するため、また、非常時において適切な対応を確実にを行うためにも、各種規定、マニュアル等を早急に整備されたい。

(指定管理者、観光振興課)

(意見)

1 市の適切な指導、監督について

指定管理者の業務について改善を要する事項は前述のとおりであるが、その多くは、前指定管理者からの引継事項の確認、検証も含め、当初から所管課が必要な指導を行っていたら、適切に処理されていたと思われる内容である。背景としては、指定管理業務に対する指定管理者の認識が甘かったことが挙げられるが、支払証拠書類やレシート、会計票、月別集計表等と突合した結果、数値の不一致は散見されたものの、会計処理の意図的な不正操作は認められなかった。

指定管理者の規模、事業形態は様々であるが、特に本件のような小規模な任意団体に対しては、よりきめ細かな指導、監督を行う必要がある。所管課は、指定管理業務が適切に執行されたかどうかの事後確認を行うだけでなく、適時必要な指導、監督を行い、指定管理者との連携をより強めるよう努められたい。

なお、10月の実地監査の後、所管課の指導により事務改善が進められ、主要な部分については改善されたことが報告されている。引き続き指定管理者への適切な指導、監督に努められたい。

2 施設の今後の在り方について

施設の利用者数が年々減少傾向にある中、高齢化、過疎化は更に進行することが予測され、今後、利用者数の飛躍的な増加は見込めない状況である。平成25年4月に策定された第6次長野市行政改革大綱実施計画では、平成27年度の利用者数の目標を2万人に設定していたが、実績は1万6千人余りにとどまっている。

本施設は大岡地域にとって、交流の拠点として重要な施設ではあるが、今後も施設を維持していくためには、利用者の増加と収支の改善が大きな課題となってくる。所管課においては、地域と連携して、利用者の増加に向けた支援を積極的に行うとともに、施設の今後の在り方については、観光施設以外の有効な活用方法がないか等についても視野に入れ検討されたい。

長野市鬼無里地域資源活用総合交流促進施設鬼無里の湯

第1 施設、事業の概要

長野市鬼無里地域資源活用総合交流促進施設鬼無里の湯（以下「鬼無里の湯」という。）

1 概況

鬼無里の湯は、地域資源の活用と都市との交流を図ることを目的に設置され、平成19年度からは市議会の議決を経て、その運営を利用料金制により指定管理者が行っている。

また、鬼無里の湯の概要は表1のとおりである。当該事業に係る損益状況及び利用実績等は表2から表4のとおりである。

なお、表2から表4については、指定管理者から提出された事業報告書等を基に作成している。

(1) 施設の概要

表1

施設名称	長野市鬼無里地域資源活用総合交流促進施設鬼無里の湯
所在地	長野市鬼無里日影8855番地
指定管理者名	東レエンタープライズ株式会社
指定期間	平成25年4月1日～平成30年3月31日
利用料金制の適用	有
施設の概要	<p>【本館・宿泊棟】 鉄骨平屋（食堂、売店、和室、洋室、交流室、宴会場、会議室） 延床面積 1,438.15㎡ 宿泊人員 29名</p> <p>【浴室棟】 木造平屋（再建築工事中※）</p> <p>【コテージ】 木造平屋5棟 延床面積 231.85㎡ 宿泊人員 30名</p> <p>入浴時間：午前10時～午後8時30分（休止中※）</p> <p>定休日：無休</p> <p>入浴料：中学生以上 510円 3歳以上 300円</p> <p>宿泊料：1泊2食 9,180円から（消費税込、入湯税別途）</p>

※平成28年5月に発生した火災により浴室棟が全焼。現在、再建築工事中。また、これに伴い温泉営業も休止中（平成29年度中に営業再開予定）。

2 事業の実施状況

(1) 市指定事業

長野市鬼無里地域資源活用総合交流促進施設鬼無里の湯の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、以下の業務を行っている。

- ア 鬼無里の湯の利用の受付等に関する業務
- イ 次に掲げる事業に関する業務
 - ① 山村資源及び文化資源を活用した都市との交流の促進に関すること
 - ② 都市住民と地域住民との協調と親睦に関すること
 - ③ 宿泊に関すること
- ウ 鬼無里の湯の施設及び設備の維持管理に関する業務
- エ 鬼無里の湯の効用を増加させる自主事業に関する業務
- オ 上記に掲げるもののほか市長が定める業務

(2) 自主事業

平成27年度に行った主な自主事業は以下のとおりである。

- ア カラオケ大会（鬼無里地区住民自治協議会との共催）
- イ 季節湯
- ウ ウィンタースクール
- エ 循環バス運行
- オ おやき作り体験
- カ キャンピングカー受け入れ

3 収支状況

指定管理者及び市の平成27年度の収支は、次表のとおりである。

表2

(単位：円)

	指定管理者収支			市の収支	
	項目	金額		項目	金額
収入	利用料金	57,029,941	歳入		
	指定管理料	30,261,000			
	販売収入等	5,190,705			
	計	92,481,646		計	0
支出	人件費	43,746,357	歳出	指定管理料	30,261,000
	施設管理費	10,266,586		役務費	56,748
	備品購入費	815,392		使用料・賃借料	1,405,401
	修繕費	1,297,794		修繕費	674,892
	光熱水費	10,830,586		工事請負費	691,200
	事業費	18,822,913		その他	191,853
	事務経費	9,082,886			
	消耗品	3,222,250			
	租税公課	740,550			
	その他	569,600			
計	99,394,914	計	33,281,094		
損益	△ 6,913,268	差引	△ 33,281,094		

4 施設の利用状況

施設の年度別利用状況は、次表のとおりである。

表3

	27年度	26年度	25年度	24年度	23年度
宿泊利用者数（人）	4,028	3,326	4,004	3,998	4,194
入浴利用者数（人）	12,282	12,197	11,962	12,473	13,472
休憩利用者数（人）	7,262	7,281	6,833	8,629	9,889
営業収入（円） （指定管理料を除く）	62,220,646	55,854,773	57,119,678	63,119,796	66,191,492

（注）24年度以前は、前指定管理者による管理

施設の月別利用状況（平成27年度）は、次表のとおりである。

表4

		27年4月	5月	6月	7月	8月	9月
宿泊（本館）	利用者数	174	487	156	201	352	206
	利用料金	769,500	2,187,020	723,860	896,400	1,531,340	944,160
日帰り入浴	利用者数	677	2,051	891	1,005	1,342	1,163
	利用料金	330,950	1,016,580	441,400	500,830	663,630	579,060
和室	利用件数	1	0	0	0	0	0
	利用料金	1,620	0	0	0	0	0
交流室	利用件数	9	7	10	9	13	13
	利用料金	25,920	19,440	30,780	34,020	32,400	34,020
コテージ	利用件数	7	57	26	28	95	25
	利用料金	139,680	1,115,280	505,440	551,520	1,897,200	496,800
収入合計		1,267,670	4,338,320	1,701,480	1,982,770	4,124,570	2,054,040

10月	11月	12月	28年1月	2月	3月	合計
392	244	73	51	48	83	2,467
1,725,300	1,088,100	268,380	286,960	222,920	379,620	11,023,560
1,666	936	571	582	571	827	12,282
841,260	471,900	285,240	291,290	287,650	414,960	6,124,750
1	0	1	0	0	1	4
1,620	0	4,860	0	0	3,240	11,340
16	9	10	5	13	12	126
40,500	42,120	29,160	9,720	30,780	32,400	361,260
31	15	5	12	22	4	327
613,440	298,800	97,200	233,280	434,880	77,760	6,461,280
3,222,120	1,900,920	684,840	821,250	976,230	907,980	23,982,190

第2 監査の結果

出納その他の事務等については、おおむね適正に執行されていたが、一部に改善を要する事例が見受けられた。

軽微な指摘事項については、口頭で留意又は改善を促したので省略した。

改善を要する事例については、次のとおりである。

1 事務処理に関すること

(1) 利用料金の設定に係る適切な事務処理を求めるもの

宿泊料等の利用料金については、条例で「利用料金の範囲」を定めており、指定管理者はその範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて利用料金を定め、市長は承認した利用料金を公告しなければならない。

指定管理者は、土曜日及び祝日の前日の素泊まりや、定員が6名の和室を2名で利用する場合等において、公告されている利用料金に上乗せした利用料金を設定していたが、所管課では、上乗せ料金に係る公告を行っていなかった。

条例を遵守し、適切な事務処理をされたい。

(観光振興課)

(2) 利用料金の割引等に係る基準の整備を求めるもの

条例では、「市長の定める基準により、指定管理者は利用料金を割り引き、若しくは無料とし、又はその全部若しくは一部を返還することができる」と定めている。

このことについて、指定管理者は利用促進への取組として各種の割引制度を設けたり、プロモーション活動等のため支配人裁量により利用者から利用料金を徴収していない事例や、慣例により、施設敷地の地権者へ温泉の無料利用券を配布していた事例も見受けられたが、所管課では「市長が定める基準」として定めていなかった。

利用料金の徴収に係る透明性、公平性を確保するためにも、条例を遵守し、必要な基準を整備されたい。

(観光振興課)

2 利用料金の徴収に関すること

(1) 仕様書の整合を求めるもの

仕様書では、利用料金について「徴収方法は前納とする」と定めていたが、交流室等の利用料金の徴収に当たり、請求書を発行して売掛金に計上し、後日徴収していた事例が見受けられた。

所管課によると、利用者の利便性を考え、今後仕様書を変更するよう検討しているとのことであるが、その際には、未納が発生することのないよう、利用料金を後納とすることができる条件を厳格に定めるなど配慮されたい。

また、入浴料等の利用料金の徴収に当たっては、徴収漏れの防止や業務の効率化等の観点から、自動券売機の導入を検討されたい。

(観光振興課)

(意見)

1 火災の発生について

平成28年5月5日に火災が発生し、出火元である浴室棟が全焼した。しかし、宿泊施設や飲食施設は火災から5日後に営業が再開され、現在平成29年度中の温泉営業再開に向け、指定管理者負担により浴室棟の再建築が進められている。

本施設は鬼無里地域の主要な集客施設であり、地元雇用の場としての役割も担うことから、この火災による影響は指定管理者の収支上の影響にとどまらない。鬼無里地域で唯一の温泉宿泊施設として、今後も観光の拠点となる施設を目指し、一日も早い温泉施設の営業再開が望まれる。

なお、火災発生時における避難誘導等の対応が適切だったこともあり、人的な被害が発生しなかったことは評価される。出火原因は不明との発表であるが、危機管理体制を更に強化し、適切な施設管理に努められたい。

2 利用者の増加に向けた取組について

本施設が設置されている鬼無里地域は、春の水芭蕉や秋の紅葉シーズンを中心に観光客を集めているが、特に冬は客足が弱まる傾向にある。現在、指定管理者は利用者の増加に向けて、地元との共催による自主事業の実施や、食事メニューの充実、ネット媒体を活用した宣伝活動等にも注力しているところではあるが、本指定管理者が管理を引き継いだ平成25年度以降、災害による近隣の観光施設（奥裾花自然園）の休園等の影響もあり、利用料金収入は一度も計画を上回っていない。

特に客足が弱まる冬季において、スキー客を対象とした戸隠、白馬方面との連携をこれまで以上に進め、首都圏や海外へのプロモーションを更に強化するなど、利用者の増加に向けた営業活動に引き続き取り組まれたい。

また、所管課においては、宿泊客が楽しむことができるような各種設備を施設周辺に整備するなど、工夫を凝らした方策を打ち出し、より魅力のある宿泊施設となるよう検討されたい。

一般社団法人長野市農業公社

第1 監査の対象

出資団体 一般社団法人長野市農業公社
所管部局 農林部農業政策課

第2 監査の期間

平成28年9月1日から平成29年3月22日まで

第3 監査の方法

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、平成27年度及び平成28年度に執行された出納その他の事務のうち、主に平成27年度の出納関係書類等を調査し、団体及び所管部局双方の関係職員から説明を聴取するとともに、実地監査を実施した。

監査に当たっては、団体の事業が出資の目的に沿って適切に運営されているか、その事務が関係法令等に基づき、適正かつ効率的に執行されているかどうかの主眼を置き、次のとおり着眼点を定めて監査を実施した。

併せて、不正の起きにくい事務処理とチェック体制となっているかについても監査した。

団体関係	所管部局関係
1 定款（寄附行為）並びに経理規程等諸規程は整備されているか。	1 出資目的及び出資金額等は妥当か。
2 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。	2 出資金等の支出手続は適正か。
3 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。	3 株式又は出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。
4 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。	4 株券等の保管は良好か。
5 経営成績及び財政状態は良好か。	5 出資者としての権利行使は適切に行われているか。
6 収益率、財務比率は良好か。また、人件費の内容、金額は事業規模に比し適切か。	6 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。
7 関係帳票の整備、記帳は適切か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。	7 増・減資等はあるか。また、配当金は確実に収入されているか。
8 会計経理及び財産管理は適切か。	8 その他財務規則等に則った事務処理をしているか。
9 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。	
10 その他企業会計原則等に則った事務処理をしているか。	

第4 監査対象団体の概要

1 設立の目的

一般社団法人長野市農業公社（以下「公社」という。）は、農業者、農業関係団体、商工業事業者及び行政の連携による運営により、農作業支援体制の再構築、農地利用集積円滑化事業の促進、多様な担い手の育成確保及び農業者と消費者や都市住民との結びつきの強化に関する事業を行い、もって長野市農業の発展と地域社会経済の活性化に寄与することを目的とする。

2 長野市との関係

(1) 出えん金

平成28年3月31日現在、出えん金総額5,000,000円のうち、市が2,500,000円（50%）を出えんしている。なお、出えん金の内訳は次表のとおりである。

出えん団体	出えん額	出えん率
長野市	2,500,000円	50.0%
グリーン長野農業協同組合	1,000,000円	20.0%
ながの農業協同組合	1,000,000円	20.0%
長野市農業再生協議会	500,000円	10.0%
合計	5,000,000円	100.0%

(2) 補助金等

例年、市から公社へ補助金（人件費及び事業費）が交付されている。また、定款に基づき、毎事業年度会費を納入している。なお、過去5年間の交付、納入状況は次表のとおりである。

年度	補助金額	会費
平成27年度	85,761,983円	3,000,000円
平成26年度	77,634,456円	3,000,000円
平成25年度	69,265,869円	3,000,000円
平成24年度	60,762,679円	3,000,000円
平成23年度	65,335,293円	3,000,000円

(3) 公の施設の指定管理

平成20年度より、市民農園の指定管理（平成27年度は小森、青池、松代東条、安庭の4か所）を行っている。一部利用料金制を採用しており、過去5年間の指定管理料の推移は次表のとおりである。

年度	指定管理料
平成 27 年度	1,253,000 円
平成 26 年度	1,253,000 円
平成 25 年度	1,192,000 円
平成 24 年度	1,209,000 円
平成 23 年度	1,227,000 円

(4) 役員及び派遣職員

役員は、理事 12 名のうち、理事長に市長、副理事長に副市長、理事に農林部長の計 3 名が就任している。また、正規職員 7 名のうち 3 名が市からの派遣職員である。

3 社員

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員は、以下の 8 者である。

氏 名	住 所
長野市	長野市大字鶴賀緑町 1613 番地
グリーン長野農業協同組合	長野市篠ノ井布施高田 961 番地 2
ながの農業協同組合	長野市大字中御所字岡田 131 番地 14
長野市農業再生協議会	長野市大字鶴賀緑町 1613 番地
全国農業協同組合連合会長野県本部	長野市北石堂町 1177 番地 3
長野商工会議所	長野市七瀬中町 276 番地
共和園芸農業協同組合	長野市篠ノ井岡田 1157 番地 5
長野卸売市場協同組合	長野市市場 1 番地 11

4 事業の実施状況

平成 27 年度に実施された事業は、次のとおりである。

(1) 農業支援事業

ア 機械作業事業

地域の実情に応じ、農作業を受託組合や機械を所有するオペレーターへ仲介・あっ旋し農家の支援を行う。また、農作業受託組合等が自立し安定経営ができるよう、助成等を行う。

イ 農作業お手伝いさん事業

農作業お手伝いさんにより繁忙期の果樹作業等の支援を行う。また、農作業お手伝いさんの作業内容についての理解促進や技術向上を図るとともに、事故防止、安全管理を徹底するための講習会を開催する。

ウ 専門作業事業

農家の剪定作業を専門作業員に委託する。

エ 農業機械貸付事業

公社が所有するハーベスタの貸出を行う。

オ 農業法人化事業

地域グループの法人化に向けた経営指導等の支援を行うとともに、設立及び増資に対する出資や助成を行う。

カ 農業生産法人等育成事業

新たな農業法人が自立し安定経営ができるよう、賃借料、農業機械リース料の一部を助成する。

(2) 農地対策事業

ア 農地利用集積円滑化事業

農地所有者からの貸付希望により公社が借受し、認定農業者や法人等を中心に貸し付ける。

イ 農地保有特別対策事業

実施場所を特定し、認定農業者や法人等の担い手に集約した農地を貸付け、農地の流動化、集約化の促進並びに遊休農地の有効利用を図る。

ウ 市民農園管理運営事業

市民の農業に対する理解促進や、収穫の喜び、健康増進を図るため、土に親しむ場として、農園及び菜園を提供する。また、市民を対象に野菜の栽培講習を行い、作る楽しみ、食べる楽しみの理解を深め、食育を推進する。

(3) マーケティング開発事業

ア 広報宣伝事業

消費者、流通事業者、生産者の情報共有のため各種イベント等へ参加する。また、公社ホームページを活用し、広くPRを行う。

イ 「ながのいのち」推進事業

農業者、商工業事業者を対象に、農商工が連携した事業展開を図るため、研修会、商談会を行う。また、地域の特性、個性を活かした地元農産加工品の販路拡大と地産地消、食育のネットワークの拡大を図るため、農村住民グループと消費者等が設立した「ながのいのち」推進協議会と連携して事業推進を行う。

ウ グリーン・ツーリズム推進事業

親子を対象にした農作業や食育体験ツアーを開催する。また、小中学校等の長期宿泊体験活動や学習体験旅行等の受け入れを進め、地域活性化を図るために設立した「長野市子ども夢学校受入れ協議会」と連携して事業を推進する。

エ 特産品開発・加工支援事業

自家農産物や畜産物を利用した地域特産品の開発や加工等を支援し、農産物の生産拡大を図る。

5 正味財産の増減

正味財産の増減の推移は、次表のとおりである。

(単位：円)

科 目	27年度	26年度	25年度	24年度	23年度
I 一般正味財産増減の部					
1 経常増減の部					
(1) 経常収益					
① 基本財産運用益	1,250	1,250	1,250	1,504	3,000
② 受取入会金	0	0	0	0	0
③ 受取会費	7,280,600	7,188,100	7,224,900	7,180,000	7,200,000
④ 事業収益	221,669,496	212,896,950	207,215,726	197,180,210	197,213,702
⑤ 受取補助金	80,761,983	75,134,456	64,265,869	64,467,679	60,335,293
⑥ 雑収益	614,729	35,628	766,746	13,479	182,032
⑦ 振替収益	0	0	0	4,500,000	0
経常収益計	310,328,058	295,256,384	279,474,491	273,342,872	264,934,027
(2) 経常費用					
① 事業費	280,365,954	266,456,580	255,846,179	251,864,541	234,954,491
② 管理費	30,440,536	27,820,526	20,527,449	21,530,449	30,781,798
経常費用計	310,806,490	294,277,106	276,373,628	273,394,990	265,736,289
当期経常増減額	△478,432	979,278	3,100,863	△52,118	△802,262
2 経常外増減の部					
(1) 経常外収益計	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用計	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△478,432	979,278	3,100,863	△52,118	△802,262
一般正味財産期首残高	6,356,936	5,377,658	2,276,795	2,328,913	3,131,175
一般正味財産期末残高	5,878,504	6,356,936	5,377,658	2,276,795	2,328,913
II 指定正味財産増減の部					
① 受取補助金	5,000,000	2,500,000	5,000,000	2,500,000	5,000,000
② 一般正味財産振替金	0	0	0	△4,500,000	0
当期指定正味財産増減額	5,000,000	2,500,000	5,000,000	△2,000,000	5,000,000
指定正味財産期首残高	25,500,000	23,000,000	18,000,000	20,000,000	15,000,000
指定正味財産期末残高	30,500,000	25,500,000	23,000,000	18,000,000	20,000,000
III 正味財産期末残高	36,378,504	31,856,936	28,377,658	20,276,795	22,328,913

6 財政状態

資産、負債及び正味財産の推移は、次表のとおりである。

(単位：円)

科 目	27年度	26年度	25年度	24年度	23年度
I 資産の部					
1 流動資産					
現金預金	18,038,146	15,377,627	14,515,962	15,517,162	10,083,401
現金	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
普通預金	17,978,146	15,317,627	14,455,962	15,457,162	10,023,401
未収金	3,526,503	3,590,389	5,304,743	2,575,482	11,902,913
事業未収金	3,526,503	3,590,389	5,304,743	2,575,482	11,902,913
流動資産合計	21,564,649	18,968,016	19,820,705	18,092,644	21,986,314
2 固定資産					
(1) 基本財産					
定期預金	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000
有価証券	15,000,000	12,500,000	7,500,000	5,000,000	0
基本財産合計	20,000,000	17,500,000	12,500,000	10,000,000	5,000,000
(2) 特定資産					
基本財産取得準備預金	10,500,000	8,000,000	10,500,000	8,000,000	0
特定資産合計	10,500,000	8,000,000	10,500,000	8,000,000	0
(3) その他の固定資産					
車両運搬具	1	270,300	630,700	0	0
機械装置	2	2	2	2	108,335
有価証券	0	0	0	0	5,000,000
その他の固定資産合計	3	270,302	630,702	2	5,108,335
固定資産合計	30,500,003	25,770,302	23,630,702	18,000,002	10,108,335
資産合計	52,064,652	44,738,318	43,451,407	36,092,646	32,094,649
II 負債の部					
1 流動負債					
未払金	15,585,137	12,754,883	14,960,899	15,742,430	9,666,485
事業未払金	10,152,637	9,818,185	14,464,935	9,962,530	8,959,518
その他未払金	5,432,500	2,936,698	495,964	5,779,900	706,967
預り金	101,011	126,499	112,850	73,421	99,251
流動負債合計	15,686,148	12,881,382	15,073,749	15,815,851	9,765,736
負債合計	15,686,148	12,881,382	15,073,749	15,815,851	9,765,736
III 正味財産の部					
1 指定正味財産	30,500,000	25,500,000	23,000,000	18,000,000	20,000,000
(うち基本財産への充当額)	(20,000,000)	(17,500,000)	(12,500,000)	(10,000,000)	(5,000,000)
(うち特定資産への充当額)	(10,500,000)	(8,000,000)	(10,500,000)	(8,000,000)	(0)
2 一般正味財産	5,878,504	6,356,936	5,377,658	2,276,795	2,328,913
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計額	36,378,504	31,856,936	28,377,658	20,276,795	22,328,913
負債及び正味財産合計	52,064,652	44,738,318	43,451,407	36,092,646	32,094,649

第5 監査の結果

法人の事業は、その目的に沿って適切に運営されていると認められた。また、出納その他の事務等については、おおむね適正に執行されていたが、一部に改善を要する事例が見受けられた。

軽微な指摘事項については、口頭で留意又は改善を促したので省略した。

改善を要する事例については、次のとおりである。

1 事業の適正な実施について

公社では、農家から委託された機械作業を、各地区の機械を所有する受託組合等へ仲介、あっ旋して農家を支援する機械作業委託事業を実施している。本事業の実施については「一般社団法人長野市農業公社農作業支援事業実施要綱」（以下「要綱」という。）により定められているが、実際の事業の実施方法は、これに基づいていなかった。

要綱では、農家からの申込書の受付及びその審査や実地調査、支援の可否の決定等が公社の業務とされているが、農協の営農部署や、受託組合等によっても実施されていた。公社、農家及び受託組合等のそれぞれの役割が要綱等により明示されていないこと、また、一部明示されていても実態と整合していないことに問題がある。

公社が実際に担っている事務は、上記のほか、各農家から作業料金を徴収し、そこから事務手数料を差し引いて、受託組合等へ委託料として支払う事務が中心である。実態に即して要綱を改正し、事業の実施主体や実施方法を明確にした上で、これに沿って適正に事業を行うよう改善されたい。

なお、公社から受託組合等へ委託料を支払う際、受託組合等の各構成員から提出される公社理事長宛ての委託料請求書を、公社の職員が代行して作成していたことも判明した。今回の監査で抽出により確認した中では、支出の明細及び請求金額、口座名義人等が、実績報告その他関係書類と整合していることは確認できたが、著しく不適切な事務処理である。

要綱を見直す際には、そもそも公社と受託組合等が作業委託の関係にあるのかどうかの検討も含め、適正で効率的な事務改善となるよう留意されたい。

2 臨時嘱託職員の時間外勤務手当について

臨時嘱託職員の時間外勤務手当の計算について、本来、時間当たりの単価は「日額÷標準勤務時間（7.75時間）」を基に計算すべきであるが、「一般社団法人長野市農業公社非常勤職員任用規程」により定められていた単価は「日額÷8時間」であった。また、この規程に基づいて時間外勤務手当が計算されており、結果、支給不足となっていた。

勤務実態に合った規程に改正するとともに、時間外勤務手当については適正な金額を支給されたい。

3 補助金の年度繰越について

公社では、農業者が農業法人等を設立する際に必要な資金を出資する農業法人化事業を実施している。この事業は、市からの補助金を財源としており、出資する見込額が補助金の申請額に積上計上されている。

このことについて、公社は交付された補助金のうち年度内に出資しなかった分を所管課等との協議により次年度に繰り越していた。

次年度に繰り越した分については、基本財産取得準備預金として特定資産に計上し、次年度以降の当該事業費（出資金）が不足した場合に備えて積み立てられていたが、本来は事業の未実施分として返還を求めるべきものであった。

所管課においては、「長野市補助金等交付規則」に基づき、補助金交付を適正に扱うよう努められたい。

4 適正な事務処理の徹底について

収入、支出に係る関係書類を抽出により確認したところ、決裁印の押印漏れをはじめ、使用する様式が誤っていた事例、契約書の記載内容誤り、検収印の押印漏れ等、軽微な不備が散見された。また、旅費の支給額誤りや受け取った請求書の記載金額が誤っていたことによる支払不足も見受けられた。

いずれも細かい事例ではあるが、重複確認等のチェック体制が不十分であることから、今後重大なミスが見落とされることも懸念される。

書類の決裁過程が形式的にならないよう注意し、適正な事務処理を徹底されたい。

第6 むすび

今回の監査で、検討を要する事項について、参考に意見を付記する。

公社は平成19年7月に設立され、今年で10年目を迎えた。現在実施されている事業の多くは、設立当時に出えん団体（p.15 参照）から引き継がれた事業であり、事務処理についても基本的には従前のものが引き継がれているが、今回の監査で、その事務処理方法に改善を要する事例が見受けられた。

現在の事務処理が適正で、効率的なものとなっているか、改めて検証し、必要に応じて改善されたい。

また、公社の要綱や規則を確認すると、参照する法律や条例が既に廃止、改正されている事例や、条項番号が変更されているものが散見された。早急に見直すとともに、今後の継続的な見直し体制を確立するよう検討されたい。

農業施策は農業支援、農地対策が中心であると考えられがちであるが、生産物の需要を見極め、また、潜在的な需要を開拓し、消費に結び付けることにより、安定した生産体制を確立すること

も重要な課題となってきた。

消費者のニーズが多様化する中、市や商工業事業者との連携を更に強化し、流通、消費までのルートを視野に入れた綿密な計画の構築や、市場拡大に関するマーケティング研究等に取り組み、公社の民間としての機能を十分に発揮されたい。

また、中山間地域農業の活性化を目的に策定された地域ブランド「ながのいのち」については、ブランドの確立に向け、情報交換会の開催や「ながのいのち」推進協議会への支援等を実施しているところであるが、長野市民への認知度はまだ低い段階である。

マスコミの有効活用等により、農産物、加工品が市民の生活の中に定着するような事業を展開し、ブランド力の更なる向上に努められたい。